

○大阪国際空港駐車場 ETC 利用規程

(令和元年 8 月 5 日 規程第 44 号)

最終改正 令和 5 年 5 月 30 日 規程第 47 号

(本規程の趣旨)

第 1 条 大阪国際空港駐車場 ETC 利用規程（以下「本規程」といいます。）は、関西エアポート株式会社（以下「会社」といいます。）が駐車場優先予約サービス利用者（以下「利用者」といいます）に対して、有料道路上の決済に限られている ETC システムの民間サービスへの適用を目的に、駐車場での入出庫及び決済をネットワーク型 ETC 技術の試行運用として利用した駐車場優先予約サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用等について基本的事項を規定したものです。

(用語定義等)

第 2 条 「ネットワーク型 ETC 技術」とは、遠隔地に設置したセキュリティ機能を有した情報処理機器と、駐車場等における複数の路側機を通信ネットワークで接続し、路側機で取得した情報を集約させて一括処理することで、ETC カードを用いた決済の安全性を確保する技術をいいます。

2 「ETC システム」とは、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号。以下「特措法」といいます。）第 2 条第 5 項に規定する料金の徴収を自動化するための機器及びこれを作動させるシステムの集合体をいいます。

3 「車載器」とは、特措法第 24 条第 1 項本文の自動車又は車両に搭載して無線の通信により道路を通行したことを記録するための装置をいいます。

4 「利用者」とは、次の各号の要件をすべて満たす者をいいます。

(1) 会社が認めたクレジットカード会社の発行するクレジットカード、及びこれに紐づく ETC カードを所持すること。

(2) クレジットカード会社から本サービス利用者として選考された個人であること。

(3) 本規程に同意の上、第 4 条に定める事項を登録していること。

(4) 本サービスの利用期間中に一号に規定する ETC カードを使用できること。

(5) ETC カードを ETC 車載器又は ETC2.0 車載器に正しく挿入し、車載器メーカーが別途指定する方法により適正に取り付けられた車両で使用すること。

(6) その他、会社が本サービスの運営に支障があると認める事由がないこと。

5 「駐車場予約サイト」（以下「本サイト」といいます。）とは、ETC カードの登録を行うための本サービス専用のホームページのことをいいます。

(運用期間)

第3条 本サービスの運用期間は、本サイトにおいて告知するものとします。

(会員登録)

第4条 利用者は本サービス利用のため、「大阪国際空港駐車場予約利用規程」で定める申込の他に本サービスで使用する第2条4項第1号に定めるETCカード番号を登録していただきます。

(ETCカードの利用方法)

第5条 利用者は本サイトで予約を行い、予約入庫する場合、ETCカードを挿入した車載器を介してETCカード番号を読み取り、駐車券の発行なしで入庫可能となります。

2 予約入庫後に出庫する場合、ETCカードを挿入した車載器を介してETCカード番号を読み取り、この情報を元に入庫からの駐車料金を算出し、登録したETCカードに紐づくクレジットカードで料金の支払いを行う事ができるものとします。

(ETCカードの利用代金支払い方法)

第6条 登録したクレジットカードの利用代金として、クレジットカード会社より請求されます。

(サービス内容及び利用上の注意事項)

第7条 本サービスは、大阪国際空港駐車場での利用のみを対象とします。

2 利用者が本サービスを利用する場合は、必ず車載器に第4条の定めにより登録したETCカードを挿入し、車載器の動作に異常のないことをあらかじめ確認しなければなりません。

3 通信エラー又は機器障害・機器メンテナンスによりETCシステムが利用できない場合、本サービスは適用されません。

4 本サービスを利用する場合は、駐車場の入口又は出口のゲートの手前で、一旦停止のうえ利用することとします。

5 その他、利用者は本サイト等により告知される本サービス利用方法、並びに大阪国際空港駐車場利用規程及び大阪国際空港駐車場予約利用規程を遵守するものとします。

6 インターネットにより提供されているETC利用照会サービス、及びETC利用履歴発行プリンターでは、本サービスの利用履歴は確認できません。

7 クレジットカード会社が規定したETCカード規約に同意し遵守するものとします。

(本サービスの利用停止)

第8条 会社は、試行運用期間中に次の各号のいずれかの事象を確認した場合、不正利用と

みなし利用者の本サービスの利用を停止します。

- (1)利用者から本サービスに登録した ETC カードを利用者以外の第三者に譲渡し、サービスを利用した場合。
- (2)有効でない ETC カード番号を登録していることが確認された場合。
- (3) ETC を利用して入庫後、出庫せず別の車両を使用し ETC で入庫した場合。

(利用に関する疑義への対応)

第 9 条 会社は、本サービス参加申込時の ETC カード番号の記載誤りなどにより本サービスが正しく利用できないと認めるときは、利用者に代わり、又は利用者と共同で、ETC カード番号の調査及び確認をすることがあります。

- 2 利用者は、前項に定める措置に対し、会社からの問合せ等に対し回答する必要があります。

(本サービス提供の終了等)

第 10 条 会社は、次の各号のいずれかの事由があるときは、利用者に事前に通知することなく、本サービスの提供を停止又は終了することがあります。

- (1)本サービスの提供のための施設及び ETC システムに係る保守点検又は更新作業を定期的又は緊急に行うとき。
- (2)天災地変その他の不可抗力、停電及びシステム障害等により、本サービスの提供が困難であるとき。
- (3)前二号に掲げるほか、会社が本サービスの提供の停止又は終了が必要と判断したとき。

- 2 前項に定める場合のほか、会社は、技術上又は営業上の判断により、本サービスの提供を停止もしくは終了又は変更することができます。
- 3 前 2 項に基づく措置が採られたことにより、利用者又は第三者に何らかの損害又は不利益が生じた場合であっても、会社の責めに帰すべき事由がない限り、会社は一切の責任を負いません。

(委託)

第 11 条 利用者は、当社が本サービスの運営の一部について、会社との契約関係にある業者に対して委託することがあります。

(規程の変更)

第 12 条 会社は、本規程の内容を予告なしに、また、利用者から事前に同意を得ることなく、変更する場合があります。

- 2 前項の変更を行った場合、会社は、変更の内容を会社ウェブサイト上に掲示することを

もって利用者に通知します。

- 3 会社が本規程の変更を通知した後に、利用者が本サービスを利用したときは、本規程の変更に同意したものとします。

附則

- 1 この規程は、令和元年8月5日から施行します。

附則

- 1 この規程は、令和5年6月1日から施行します。